

森林経営管理制度による持続可能な森林づくりの推進

矢板市農林課林政推進室

◇ 戦後復興・木材需要期に造林されたスギ・ヒノキ等の森林 ◇

《 建築材など木材資源の生産・供給が期待 》

「輸入木材との競合」「建築様式の多様化」「木材需要・自給率の低迷」等により
▲ 国産材価格の下落 ▲ 生産コスト高・林業採算性の低下 ▲ 林業担い手の不足等が発生

◆ 森林の高齢化と所有者の世代交代が進む中 管理されない森林が発生 ◆

〔 奥地条件不利地域の森林、小規模森林、共有林、不在村所有森林 など 〕

※ 《 森林の有する多面的機能の発揮 》 並びに 《 森林資源の循環利用 》 が喫緊の課題

★ 森林経営管理法の施行、森林環境税・森林環境譲与税の創設【R元～】（4頁）

○ 森林所有者による森林管理の責務について明記
（森林経営管理法第3条）

◎ 市町村主体の『森林経営管理の仕組み』を整備（法第4条～）

※ 意向調査に基づき森林所有者から経営管理を一定期間（5-20年程度）受託！

① 間伐等の手入れが必要であるなど

「現状では林業経営に適さない森林」

⇒ 森林の健全化などを目的に、市が、
森林所有者の経費負担なしで、間伐な
どの森林整備を実施!!（4頁）

② 主伐再造林等により森林所有者に利益 が見込める「林業経営に適する森林」

⇒ 市が、【意欲と能力のある林業経営者
（県登録）】に主伐・再造林等を委託し、
持続可能な森林経営を推進!!（5頁～）



市では、【森林所有者意向調査】を計画的に行い、所有者から森林経営管理制度の活用希望や相談があった森林などを対象に、2以降の取組を進めます。

[illegible]

森林所有者意向調査の例

森林所有者に現地立会いを依頼し、境界、樹種・林齢、経営管理履歴及び今後の経営管理の意向について確認させていただきます。

対象森林の明確化を図るため、隣接森林所有者等に立会を依頼することがあります。

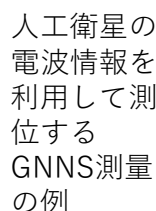
境界の目印に植えられた
シラビ（アスナロ）

地籍調查杭

森林所有者現地立会例

対象森林の周囲と樹種などの相違箇所を対象に、航法衛星システムであるGNSS測量機材等を活用した簡易測量を行い、平面図の作成と面積の把握を行います。

なお、測点に木杭を設置させていただきます。



レベルコンパス測量（従来）



4 『経営管理権集積計画』の作成

現地調査結果等に基づき

- ① 対象森林の所在・面積・樹種等
- ② 経営管理の期間（間伐：5年以上、主伐・再造林・保育：15年以上）
- ③ 経営管理の内容（間伐、主伐・再造林など）
- ④ 木材販売により収益がある場合の金銭の額の算定方法

などについて、**森林所有者と市の間で調整のうえ【経営管理権集積計画】を定め、同計画を市が公告することにより、森林経営管理を担っていきます。**

経営管理権集積計画													
1 経営管理		2 経営管理権の取得を受ける権利者（以下「権利者」という。）				3 権利者		4 権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利者				権利者		権利者					
権利者		権利											

★(2) 間伐等の手入れが必要な「林業経営に適さない状況の森林」

市が**森林環境譲与税**の財源を活用し、原則として森林所有者の経費負担なしで間伐などの森林整備を実施します。（⇒ 林業事業体へ委託発注）



間伐木伐倒



かかり木処理



つる切り



間伐実施前



間伐実施後

- ✓ 間伐木伐倒
- ✓ 玉切り
- ✓ 片付け（一部）

※ 作業の安全確保上、支障となる低木等を刈払う場合があります。



完了検査

【市が行う間伐について】

過密化した森林において、林内環境の改善と残存木の成長を目的として、不良木等を一定割合抜き伐りします。

間伐木は原則として林内残置します。（所有者等による材の有効利用は可）

【森林環境税 及び 森林環境譲与税】

森林整備や林業担い手不足等喫緊の課題への的確に対応していくため、令和元年度から、「**私有林人工林面積**」、「**林業就業者数**」及び「**人口**」の3基準に基づき、全国の市町村や県に、税込開始に先行して一定額が譲与されており、森林経営管理制度の推進などに活用されています。

その財源とするため、1人年額1,000円が賦課されています。



(3) 伐採木により所有者の利益が見込める【林業経営に適した森林】

① 現地検討会による森林査定

林業経営に適すると思われる森林については、原則として「**矢板市森林経営管理推進協議会（現地検討会）**」を開催し、**主伐・再造林または利用間伐を行った場合の収益性を検討**します。

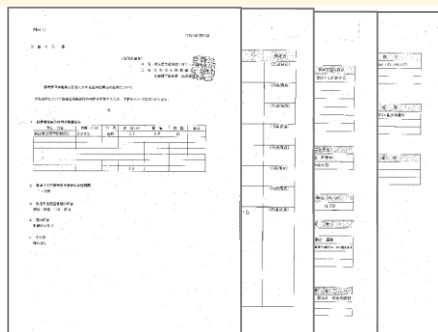
② 委託する林業経営者の選定

ア 同協議会等で収益性**高**と査定された森林については、「**意欲と能力のある林業経営者（県登録）**」宛て、**金銭見積を含めた【経営管理の企画提案】**を募集します。

イ 『**選定委員会**』を開催し、**応募があった企画提案の中から最も優れた提案（林業経営者）を選定**します。



現地検討会



企画提案書



企画提案選定委員会

③ 『経営管理実施権配分計画』の作成・公告

企画提案や集積計画の内容に基づき、**【選定された林業経営者】**と**【市】**の間で、

ア 対象森林の所在・面積・樹種等

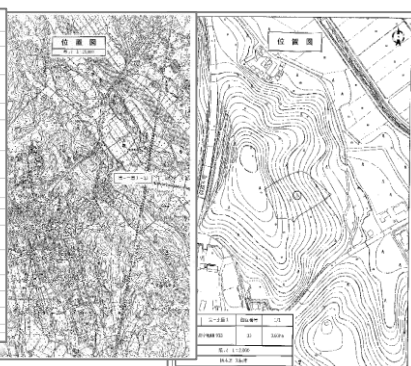
イ 経営管理実施の期間（※主伐を含む場合は15年以上）

ウ 経営管理実施の内容（主伐・再造林、利用間伐など）

エ 木材販売により収益がある場合の金銭の額の算定方法

などを内容とした「**経営管理実施権配分計画**」を定め、同計画を市が**公告**し、**選定された林業経営者が『経営管理実施権者（再委託者）』**となります。

経営管理実施権配分計画									
1. 個別事項									
番号	所 在	地 区	林 種	面 積	樹 高	伐 倒	伐 倒	伐 倒	備 考
1	矢板市上里	中里	杉	38.2	6	山	0.60	2022.9.1	15年 (2037.2.28)
この計画に同意する。									
権利の設定を受ける者（市） 住 所（同 上） 矢板市 長 印									



公 告									
下段森林について、森林経営管理実施者3名1棟の単位により経営管理実施権配分計画を定めることとす。同計画3条第1項の規定により公告する。 なお、定められた経営管理実施権配分計画については、下記の場所において閲覧にする。									
令和4年8月31日									
矢板市 長									
2. 経営管理実施権配分計画対象森林									
管理番号	所 在	地 区	林 種	面 積	樹 高	伐 倒	伐 倒	伐 倒	備 考
1	矢板市上里	中里	杉	38.2	6	山	0.60	2022.9.1	15年 (2037.2.28)
この計画に同意する。									
権利の設定を受ける者（市） 住 所（同 上） 矢板市 長 印									

経営管理実施権配分計画 及び 公告の例

④ 経営管理実施権者による森林経営管理

経営管理実施権者は、善良なる管理者の注意をもって森林所有者の利益に最も適合するように配慮し、配分計画に基づき、主伐・再造林等の経営管理を実施します。

《主伐・再造林・下刈等に至る作業の例》



伐採・造材



集材・山土場への運材



市場等への運材



木材販売（市場等）



主伐後の再造林



下刈作業



◆ 森林所有者への利益の支払い（主伐・再造林の場合の例）

配分計画において、所有者に支払う主伐時の利益を【企画提案時の見積額】と定めた場合、経営管理実施権者は、同計画の公告後、所有者へ同金額を支払います。

主伐を行う場合、経営管理実施権者は、再造林、下刈等保育及び森林保険加入等に要する額を【企画提案の見積額】に含めるとともに、それらの経費を適切に留保し、主伐後の経営管理に充てます。

《企画提案時の見積額（例）》

森林所有者に支払う額

= 木材販売収益 + 森林整備補助金 - 伐採・搬出・販売等経費 - （地拵え・造林・下刈（5回）・除伐（1回）経費 + 森林保険加入費（10年間））

- 経営管理実施権者が経営管理を行う場合、森林法第11条に基づく「森林経営計画」への登載手続きを行い、国等の森林整備補助制度を活用します。
- 森林経営計画に基づく主伐等により、森林所有者が一定額以上の山林所得を得た場合、森林計画特別控除(所得税)を受けることが可能となります。

⑤ 市の役割

対象森林の【巡視】により経営管理状況を把握し、必要に応じて実施権者へ指導を行い、森林所有者へ情報提供を行います。